

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 朝野工業株式会社
法人番号 : 1230001006963
業者の住所 : 富山県魚津市本新町27番5号

2 指名停止の期間
令和8年6月2日～令和8年7月1日（1か月）

3 指名停止の措置対象地区
北陸地区

4 事実概要

朝野工業株式会社は、富山県発注の「鴨川河川改修放水路工工事」において、設計図書と異なる規格のPC鋼棒を使用したにもかかわらず、これを富山県に報告せず、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、設計図書のとおり施工したとする虚偽のPC鋼棒の検査証明書を富山県に提出した。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年4月20日に富山県知事より営業停止処分（22日間）を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第1第3号（下記参照）に該当する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～2 省略	省略
(過失による粗雑工事) 3 機構発注工事以外の工事(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上3か月以内
4～8 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 調達契約部 契約管理課 TEL 045-222-9041(直通)